

(平成27年度)

教育に関する事務の管理及び執行の  
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

平成28年3月

新城市教育委員会

## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 点検及び評価制度の概要         | 2  |
| 2 教育委員会               | 2  |
| 3 教育委員会事務局の行政組織       | 4  |
| 4 教育委員会事務局の事務分掌       | 5  |
| 5 平成27年度基本方針と施策の点検・評価 | 7  |
| 6 学識経験者の意見            | 19 |

## 1 点検及び評価制度の概要

### 1 制度

平成18年の教育基本法全面改正に伴い、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の教育三法が改正されるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化した。

平成19年6月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）においては、「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第27条の規定に基づき、平成20年度から教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。

### 2 目的

この点検・評価は、教育行政の基本的な方針の策定等と同様に、教育委員会が管理・執行しなければならない事務として位置づけられ（地教行法第26条の2）、評価の結果を議会に提出し、公表することにより地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

### 3 対象事業

本年度の点検・評価は、新城市教育委員会の平成27年度教育方針と主要施策について、平成28年1月末時点において実施した。

### 4 学識経験者の知見の活用

選任した学識経験者2名から、教育委員会事務局が行った点検・評価の結果について、外部評価を受けるという形で実施した。

学識経験者の選定に当たっては、本市にゆかりのある方を前提としつつ、広い視点からの知見を期して、学校教育、社会教育での教育や人材育成に携わっている識見の高い方の知見の活用を考慮した。

#### 学識経験者

| 氏 名     | 職 歴 等         |
|---------|---------------|
| 中 島 剛   | 豊橋創造大学短期大学部教授 |
| 菅 沼 昌 人 | 元豊川高等学校校長     |

## 2 教育委員会

### 1 教育委員会制度

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本的方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体的教育行政事務を執行する行政機関としてすべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会である。

### 2 教育委員会の構成

- 教育委員会は、6人の委員から構成されている。

本市教育委員会は、5名の教育委員で構成されてきたが、新城版こども園構想に基づく幼児教育の議論、検討が重要になること等に伴い、平成22年4月1日から1名増員して6名体制となった。
- 委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命され、その任期は4年であり、再任もできる。
- 委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰する。委員長の任期は1年であるが、再任もできる。
- 教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命する。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、すべての事務をつかさどる。

- ・事務局は、教育長の統括の下、教育委員会の権限に属する事務を処理する。事務局の組織は、それぞれの教育委員会の規則で定められている。

### 3 教育委員会の活動状況

教育委員会の活動として、定例会や臨時会の会議開催のほか、課題研究・意見交換のため、また学術及び文化に関する識見を高めるための研修を行うとともに、各種行事・会議に出席している。本年度は教育憲章案作成のため、臨時会を重ねた。

なお、定例会、臨時会の会議録をホームページで公開するなど、広く市民に開かれた教育委員会を目指している。

また、平成27年4月1日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され、市長が設置する総合教育会議に教育委員会も出席し、教育に関する事項の協議・調整を図った。

- (1) 定例会開催 10回（平成27年4月～平成28年1月）  
議案等件数 ・ 議案 4件
- (2) 臨時会開催 5回（平成27年5月 2回、11月 2回、平成28年1月 1回）  
議案等件数 ・ 議案 2件
- (3) 総合教育会議 2回（平成27年7月、11月）
- (4) 愛知県市町村教育委員会連合会等への参加  
県内各市町村教育委員会相互の緊密な連絡協調と教育諸問題の研究等により、教育水準の向上と教育行政の円滑な運営に資するため参加した。
  - ・ 愛知県市町村教育委員会連合会 第49回定期総会及び研修会
  - ・ 三遠南信教育サミット（7月24日 静岡県袋井市）
- (5) 学校訪問  
学校経営方針や学校現場の課題、授業等を实地に視察し実情把握をした。  
新城小、東郷西小、東郷東小、鳳来中部小、鳳来寺小、鳳来西小、東陽小、鳳来東小、作手小南校舎、新城小、八名中、作手中 12小中学校へ教育委員各1名が参加した。
- (6) 各種行事・式典等（年間）への出席  
卒業式をはじめとした儀礼的行事、文化祭や合唱コンクールをはじめとした学芸的行事、運動会をはじめとした健康安全・体育的行事への出席。  
また、成人式や市民文化講座等への出席。しんしろスポレク祭をはじめ、各競技団体が行う春夏市民体育大会、新城マラソン大会等への出席。

#### 教育委員会委員

（平成28年1月1日現在）

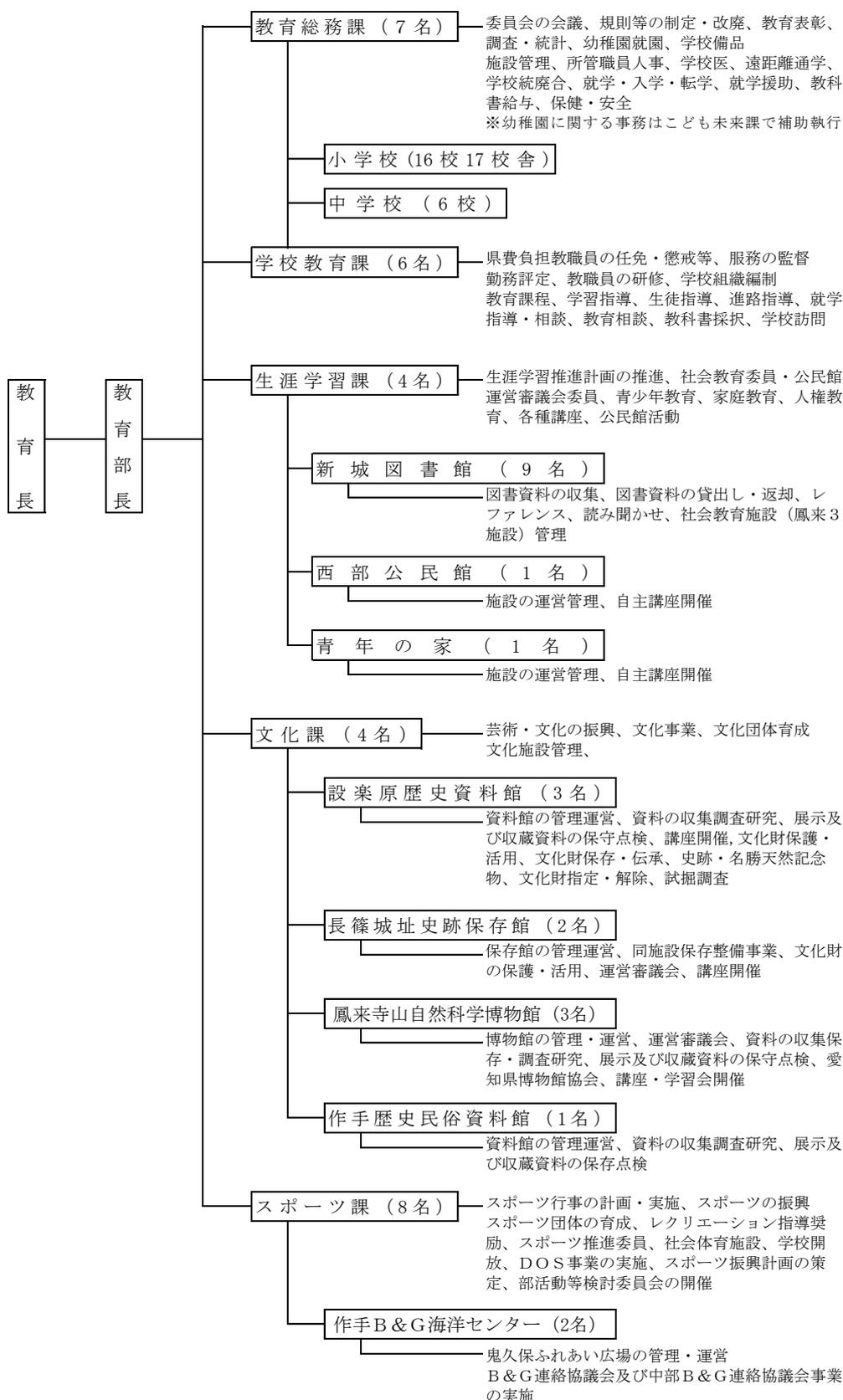
| 職 名      | 氏 名     | 任 期                         | 備 考 |
|----------|---------|-----------------------------|-----|
| 委 員 長    | 原 田 純 一 | 平成25年11月29日～<br>平成29年11月28日 |     |
| 委員長職務代理者 | 花 田 香 織 | 平成24年11月29日～<br>平成28年11月28日 |     |
| 委 員      | 川 口 保 子 | 平成27年11月29日～<br>平成31年11月28日 |     |
| 委 員      | 瀧 川 紀 幸 | 平成26年4月1日～<br>平成30年3月31日    |     |
| 委 員      | 安 形 茂 樹 | 平成26年11月29日～<br>平成30年11月28日 |     |
| 委 員(教育長) | 和 田 守 功 | 平成25年11月29日～<br>平成29年11月28日 |     |

### 3 教育委員会事務局の行政組織

(平成27年4月1日現在)

組織及び主な事務

※嘱託職員は含む。臨時職員は除く。



## 4 教育委員会事務局の事務分掌

### 教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 教育財産の管理に関する事。
- (5) 教育表彰に関する事。
- (6) 教育に関する調査、統計及び広報に関する事。
- (7) 幼稚園の就園、奨励費等に関する事。
- (8) 小中学校、幼稚園の備品に関する事。
- (9) 事務局職員、県費負担教職員以外の教職員の任免その他の人事に関する事。
- (10) 学校の設置、管理及び廃止に関する事。
- (11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (12) 遠距離通学に関する事。
- (13) 学校統合の調整に関する事。
- (14) 児童及び生徒の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- (15) 教職員、児童生徒及び幼児の保健並びに安全に関する事。
- (16) 教科書、指導書等の取扱いに関する事。
- (17) 学校体育に関する事。
- (18) 学校給食に関する事。
- (19) 要保護、準要保護又は特別支援学級の援助費又は奨励費に関する事。
- (20) 校舎その他の施設及び教具その他の設備に関する事。

※幼稚園に関する事務をこども未来課で補助執行

### 学校教育課

- (1) 県費負担教職員の任免、懲戒その他進退の内申に関する事。
- (2) 県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関する事。
- (3) 校長、教頭その他の教育関係職員の研修に関する事。
- (4) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。
- (5) その他学校教育の指導及び助言に関する事。

### 生涯学習課

- (1) 生涯学習の総合企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 生涯学習の啓発推進に関する事。
- (3) 社会教育委員及び公民館運営審議会委員に関する事。
- (4) 生涯学習推進体制に関する事。
- (5) 青少年教育、家庭教育、人権教育及び各種講座に関する事。
- (6) 公民館の設置及び活動に関する事。
- (7) 図書館業務に関する事。
- (8) 社会教育施設に関する事。

### 文化課

- (1) 芸術文化の振興に関する事。
- (2) 自主文化事業に関する事。
- (3) 文化活動の支援及び文化団体の育成に関する事。

- (4) 文化施設に関する事。
- (5) 文化財の保存、伝承及び活用に関する事。
- (6) 文化財保護審議会に関する事。
- (7) 市誌等の編さんに関する事。
- (8) 設楽原歴史資料館に関する事。
- (9) 長篠城跡保存整備事業に関する事。
- (10) 長篠城址史跡保存館の管理運営に関する事。
- (11) 鳳来寺山自然科学博物館の管理運営に関する事。
- (12) 作手歴史民俗資料館の管理運営に関する事。

#### スポーツ課

- (1) スポーツの推進及びスポーツ団体の育成に関する事。
- (2) スポーツ行事の計画及び実施に関する事。
- (3) B & Gに関する事。
- (4) スポーツ推進委員に関する事。
- (5) 社会体育施設に関する事。
- (6) 学校開放に関する事。
- (7) 児童生徒の体力向上に関する事。
- (8) 児童生徒の体育活動に関する事。

## 5 平成27年度教育方針と施策の点検・評価

### 1 新しい教育委員会制度の発足

#### 【施策】（教育総務課）

平成27年4月1日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され、教育委員会制度が大きく変わることとなりました。本市においても平成28年4月からこの新教育委員会制度へ移行することとしています。こうした教育行政の転換をふまえ、今後、市長や教育長が代わっても、本市の教育の「中立性・継続性・安定性」が担保されるよう、「新城教育憲章」を制定、発布しました。これは、新城に根ざした新城ならではの教育を続けたいという願いに基づき、学校・家庭・地域がこぞって担う「共育」で進めて行きたいとの意志を示すものです。

#### 【点検・評価】（教育総務課）

「新城教育憲章」は平成27年2月から3月にかけてパブリックコメントを実施し、250件を超える多数の意見が寄せられました。それら意見を踏まえ憲章案を調整し、平成27年6月に市議会の議決を経て、同年9月1日に発布いたしました。また、その意図するところは「創設の趣意書」に著されています。（次頁参照）

この教育憲章を市民に広く周知するために、市内各公民館や各学校等に掲示を依頼するとともに、各家庭に配布される市の広報誌「ほのか」へも掲載いたしました。また、10月3日に開催されました「新城市合併市制10周年記念式典」において、出席者全員により教育憲章の唱和を行いました。今後は、機会あるごとに教育憲章の浸透を図っていきたいと考えています。

# しんしろきょういくけんしょう 新城教育憲章

しんしろきょういく  
新城教育は、

しぜん ひと れきしぶんか しんしろ さんぽう ふるさと ほこ とも す とも まな とも そだ  
自然・人・歴史文化の「新城の三宝」を故郷の誇りとし、共に過ごし共に学び共に育つ  
ともいく しみんそう すす いのち たつと えいち みが しんしん きた じた  
「共育」を市民総ぐるみで進めます。そして、命を尊び、叡智を磨き心身を鍛え、自他の  
こうふく きず ひと きょういく ふへんてき しめい て ちゅうりつせい けいぞくせい  
幸福を築ける人をめざします。また、教育の普遍的な使命に照らし、その中立性・継続性・  
あんていせい けんじ  
安定性を堅持します。

しんしろしみん  
わたしたち新城市民は、

- いのち かぎ し かんどう そうぞう こうけん よろこ じんせい つく  
命に限りあることを知り、「感動・創造・貢献の喜び」のある人生を創ります。
- まな あそ ちしき ぎのう しゅうとく かんせい みが とく きょうよう たか  
学びや遊びをとおし、知識・技能を習得し感性を磨き、徳と教養を高めます。
- ぶんかかつどう ひと わ ひろ ころろ からだ けんこう やしな  
スポーツ・文化活動をとおし、人の輪を広げ、心と体の健康を養います。
- こども じんけん ほ ご だんじょびょうどう けいろう たぶんかきょうせい にんげんぞんちょう つらぬ  
子供の人権保護・男女平等・敬老・多文化共生など、「人間尊重」を貫きます。
- ともいく しあわ かてい きず きんりん ちいき こうけん きずな つよ  
「共育」で、幸せな家庭を築き、近隣・地域に貢献し、絆を強めます。
- しんしろともいくいいに じっせん よ しゅうかん み  
「新城共育12」を実践し、良い習慣・マナーを身につけます。

しんしろともいくいいに  
「新城共育12」・・・「ともにあいさつ あいことば」の12の合言葉

(「友に挨拶 合言葉」 「共に愛察 愛言葉」)

|  |  |
|--|--|
| ① 1月 とも かぞく<br>友だち 家族 なかよくします          | ⑧ 8月 「ありがとう ごめんなさい」が言えます<br>い              |
| ② 2月 もったいない ものを粗末にしません<br>そまつ          | ⑨ 9月 いっしょうせいしゅん みずか まな つづ<br>一生青春 自ら学び続けます |
| ③ 3月 にんげん あせ はたら こうけん<br>人間 汗し働き 貢献します | ⑩ 10月 いのち ころろ つた<br>ことばは命 心をこめて 伝えます       |
| ④ 4月 あいさつ はきもの 「はい」返事<br>へんじ           | ⑪ 11月 とき まも はや はやお あさ<br>時を守り 早ね早起き朝ごはん    |
| ⑤ 5月 いじめ・暴力 絶対しません<br>ぼうりょく ぜったい       | ⑫ 12月 ば きよ せいりせい あとかた<br>場を清め 整理整とん 後片づけ   |
| ⑥ 6月 さいご ひと はなし き<br>最後まで 人の話を聞きます     |  |
| ⑦ 7月 つら ゆめ<br>辛くても夢にチャレンジ あきらめません      |  |

平成27年9月1日

## 「新城教育憲章」創設の趣意説明書

教育は日本と国民の「未来を方向づける営み」です。平和で民主的で幸福な社会や家庭を構築するためには、教育の中立性・継続性・安定性が担保されなくてはなりません。しかし、歴史を振り返ると、教育が時の権力者の都合によって歪曲化され、国民を不幸にした例が多くあります。そうした不幸を再びくりかえさないために、また、新城の地域や家庭の将来にわたる幸福が築けるよう、新城市教育委員会では、市長の理解と協力を得て、「共育」「新城の三宝（自然・人・歴史文化）」を生かした「新城教育憲章」を策定することとしました。以下は創設の事由です。

### 1 「教育委員会制度」が変わるなかで「教育の中立性」を担保します。

平成18年に「教育基本法」が改正され、翌19年に「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」の教育三法が改正されました。平成27年4月1日からは「教育委員会制度」も変わります。「責任体制の明確化」「迅速な危機管理体制の構築」「首長との連携強化」「国の関与」等の改正です。これまでも首長には、「教育予算の編成・執行」「条例案の提出」など教育に関する大きな権限がありました。これに加えて、首長が「直接教育長を任命」「総合教育会議を招集」「教育大綱を策定」など、いっそうの権限強化が図られました。それゆえ、首長によっては教育方針が大きく左右し、教育現場が混乱することも想定されます。そうしたことを未然に防ぐ「教育の中立性を守る防波堤」として憲章を策定することとしました。

### 2 「新城教育の目的」を明確にし、「学校教育・生涯学習の充実」を図ります。

「平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を備え、人格の完成めざす」という、憲法や教育基本法に述べられている理想を形にする教育を実現することが大切です。そのためには、一人ひとりが勉学にいそしみ叡智を磨きアイデンティティを確立する学習態度や生活習慣を身につけることです。これは、新城教育の「共育12（ともいっくに）」のめざすところでもあります。「改革」「再生」といった言葉に振り回されることなく、教育の普遍性・多様性のなかで子供や市民の教育機会が準備されるように憲章に位置づけました。

### 3 日本の「資源は人材」であり、「人材を育てる教育」を進めます。

エネルギーや鉱物資源の乏しい日本がグローバル社会で生き抜く秘策は、技術や頭脳といった人間力です。これを十分に生かすためには、国際社会が平和でなくてはなりません。戦後70年間、日本は戦争のない平和な時代のなかで経済的な豊かさを手に入れました。今後、世界のなかで「常により良い日本をつくる」ためには、教育による人材育成が不可欠です。また、「日本が平和で健全な国として歩む」ためには、教育の中立性の担保が重要です。人材こそ「日本の資源」「新城市の力」です。新城市の「教育の充実」を期して憲章を策定しました。

## 2 子供の幸福をめざす学校教育

### 【施策】（学校教育課）

- 1) ふるさと新城の自然・人・歴史文化の三宝を学ぶことは教育の出発点であり、人生の足場となる拠点づくりにつながります。各教科の授業や自然教室、キャリア教育などにおいて、いっそうの充実を図っていきます。
- 2) 新城教育で大切にされてきた「一人一人の子供に光を当てる」きめ細かな教育の充実を図ります。
- 3) いじめについて、「いじめ対策人権サポート委員会」「いじめ人権問題調査委員会」を設置し、「いじめ体罰相談ホットライン」とともに、「新城市いじめ防止基本方針」を策定し、市・教育委員会・全小中学校が一丸となって、生活指導や相談活動を充実させ、未然防止、早期発見に取り組んでいきます。
- 4) 不登校について、「不登校生特別支援委員会」を各校に設けるとともに、「個別の教育支援ファイル」を作成し、その経過を記録し、小学校から中学校への指導の継続や、関係機関との連携による支援が効果的に図られるようにしていきます。

### 【点検・評価】

#### （学校教育課）

- 1) 市内の各学校では、「三宝」を活用した特色ある教育活動に取り組んでいます。主に社会科や理科、総合的な学習の時間や特別活動などにおいて、地域の「三宝」を教材化することで、ふるさとを知り、ふるさとから学ぶ授業を展開しています。この取り組みを数年継続している学校も多く、地域へ向けて発信することで、その輪が「共育」として広がっています。  
また、自然教室やキャリア教育においても、地域特有の自然を体感したり、歴史に名を刻んだ人々の生き方を知ったりすることで、自分の生き方を考えるきっかけにもなっています。  
今後も地域の「三宝」を足場として、ふるさと新城を誇りに思う心を育てていきます。
- 2) 発達障害など特別な支援を必要とする子供については、希望する子供が一人でもいれば、どの小中学校でも特別支援学級が開設できるようになりました。新城市においても平成27年度の特別支援学級は、前年度より6学級増えて31学級となっています。  
すべての小中学校で、校内教育支援委員会、特別支援教育校内委員会を設置しています。学習面や生活面で困難さを感じている子供たちについて、個別に支援計画を作成し、学級担任だけではなく全校体制で支援にあたっています。また、スクールカウンセラーや専門機関による相談の機会を設け、専門的な立場から学校や家庭での支援方法の指導を受けます。  
その他、必要な学校にはハートフルスタッフを派遣し、子供たちの学校生活や学習での支援を行い、学習環境の充実に努めています。
- 3) いじめ防止対策推進法に基づく「学校いじめ防止基本方針」は、全学校で策定しており、毎年4月に見直しを行い、改訂しています。基本方針に伴い「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」についても全学校設置し、外部人材等を取り入れ、定期的に情報交換を行い、年々充実を図っています。  
新城市におきましては、平成27年4月「新城市いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策人権サポート委員会」「いじめ人権問題調査委員会」を条例に基づき設けました。「いじめ対策人権サポート委員会」は、人権擁護委員、児童相談所職員、学

校カウンセラー、警察署生活安全担当者を委員として、本年度2回委員会を開催しました。市内小中学校のいじめ人権問題についての実態把握と情報交換、未然防止に向けて具体策などを協議しました。

毎月各学校から報告のある「月例報告」の集計では、12月末現在、小学校から6件のいじめに関する報告がありました。しかし、各学校の支援体制のもと、多くの事例をすでに解消しています。中学校からは、現在いじめの報告はありません。引き続き、子供の小さなサインを見逃さないよう、支援体制を整え、関係機関との連携を図り、いじめの未然防止、早期対応に努めていきます。

- 4) 平成27年度4月より、新城市では不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒の状況を把握するために「不登校児童生徒の教育支援計画」と「不登校児童生徒の教育支援記録」の様式を作成しました。これらは、各校に設置した「不登校生特別支援委員会」での資料となり、支援体制の共通理解を図ったり、小学校から中学校への指導の継続や関係機関との連携に活用したりしています。

今後、支援がより効果的に図られるよう見直しを行いつつ、不登校児童生徒の未然防止や、学校復帰に向けての計画的な支援に努めていきます。

### 3 共育の実現を目指す学校環境の整備

#### 【施策】(教育総務課)

平成21年3月に策定された「小学校再配置の基本的な考え方と指針」により、地域・学校とともに「新しい学校の創設」に向けて統合に必要な調整を進めています。

本市における小学校再配置検討の目安は、6学級未満の学校規模としており、この指針に基づき地域の総意を得ながら地元組織を立上げ、協議を進めます。

#### 【点検・評価】(教育総務課)

作手小学校は現在北校舎・南校舎として1校2校舎体制で設置していますが、平成29年4月に新校舎を完成させ1か所へ統合する計画です。地域の住民による「作手小学校設立準備会」も活動開始から5年を経過しています。27年度においてもこの会を中心に、「共育」の理念のもと、新設小学校における「共育環境」と「共育活動」の構想を検討しています。

鳳来北西部地区も引き続き、連谷小学校、海老小学校、鳳来寺小学校、鳳来西小学校の4つの小学校区の住民で組織する「鳳来北西部地区小学校再編検討委員会」(活動3年目)を中心に検討を進めました。平成28年4月の統合をめざし、様々な課題を検討しています。

### 4 市民が担う「共育」の支援

#### 【施策】(生涯学習課)

- 1) 「共育」の啓蒙、活動を継続して展開します

家庭教育・地域活動を核として「共育」の理念が、広く親しみを持って市民の間へ浸透するよう啓蒙を継続するとともに、生涯学習課事業として親子ふれあい教室、子ども体験講座の開催など、共育活動を展開します。

- 2) 社会教育団体等の活動を支援します

共に過ごし、共に学び、共に育つ「共育」を実践する市PTA連絡協議会、市子ども会連絡協議会団体の活動を支援します。

また、こども園での家庭教育学級、小中学校での家庭教育講座の開催を支援します。

- 3) 図書館(ふるさと情報館)の充実

図書資料の整備、充実を図るとともに利便性の高いサービスを提供し「地域の情報拠点」として図書館運営します。

戦前戦後の教科書や戦争にまつわる展示を通じて、戦争が残した悲劇や苦労の歴史を後世に伝え共に考えるための特別展「戦後70年平和祈念教科書展」を開催します。

また、「図書館まつり」「本の読み聞かせ」等の事業を充実させて、来館者の増加を図ります。

#### 【点検・評価】（生涯学習課）

1) 「共育」の趣旨を浸透させるため、市広報紙「ほのか」の毎月号に「新城共育12」の欄を設け、月ごとの合言葉に意味やねらいを添えて掲載し、毎月11、12日には防災行政無線の定時放送で呼びかけを行いました。

また、自主事業として開催した親子ふれあい教室では、料理教室、工作教室、パン作り教室、自然観察会を開催し親と子で共に学ぶ機会を設け、子ども体験講座では科学実験、ケーキ作り、菓子作り、陶芸、赤ちゃん体験など学校では取り組むことの難しい体験をして頂きました。

「新城共育12」は子育てのための指針ですが、子どもを通して大人の成長も目指しています。

2) 市PTA連絡協議会では、9月21日に「共育リアルお宝さがし in 桜淵」と題して新城市の三宝（人、自然、歴史・文化）を題材にしたクイズラリーを開催。また、市民全員に「共育」について考えてもらおうと、「親と子の絆」、「地域の人たちとの交流」、「携帯・スマホのガイドライン」をテーマに「共育川柳」を募集し1,090作品の応募がありました。11月8日には市子ども会連絡協議会の「新城こどもチャレンジまつり」と同時開催で「地域のお宝発見!」と題し自分たちが住む街の宝を再発見するクイズラリーを開催するとともに、「共育川柳」の入選作品の表彰を行いました。

市子ども会連絡協議会では、5月24日の子どもリーダー研修会、救命救急研修会を手始めに8月8日夏季スポーツ大会、11月8日のチャレンジまつり、1月24日の冬季スポーツ大会を開催し、学区外、異世代の子どもたちとの交流や育成者とのかわりの中で、両者ともに成長していただけたと思います。

また、こども園3園で開催した家庭教育学級では、幼児期の子どもを持つ親への教育や相談機会を設けるなど家庭教育の支援を図り、小中学校3校で開催した地域家庭教育講座では、子どもたちの健やかな成長と自立をめざし、家庭や地域社会が子どもたちと共に成長する基盤づくりの支援を行いました。

3) 図書館（ふるさと情報館）の充実（新城図書館）

「戦後70年平和祈念教科書展」を平成27年8月1日（土）～平成27年8月30日（日）まで開催しました。

恒例の図書館まつりについては、ワークショップ、人形劇、本のリサイクル会など平成27年8月18日（火）～平成27年8月30日（日）まで開催しました。

また、ボランティアによる読み聞かせ会や市内の中学生、高校生の職場体験学習の受け入れをしました。

今年度新しい企画として、本の福袋「ほっこりできる本」「元気が出る本」を選書し、福袋を作成して貸出をしました。

このように事業を展開していますが、来館者数や貸出冊数が伸びない中で、「共育」の理念に沿って市民ニーズを的確に捉えることが必要であるため、市民モニターアンケート調査を実施しました。結果を検証して、今後の運営に活かしていきます。

## 5 市制10周年に向けた「新城の三宝」の発信

### 【施策】

（文化課）

1) 市制10周年を記念しての「豊かなる調べコンサート」を100名余の市

民合唱団によって、オーケストラとともに「交響詩豊川」や「長篠合戦の歌」などを演じます。また、「のぼりまつり」では新城歌舞伎による「鳥居強右衛門」の公演、「決戦場まつり」では真田や相馬など全国屈指の鉄砲隊の演武、「古城まつり」では「長篠合戦奥三河伝説」の演劇を実施します。

(文化課)

- 2) 「東三河ジオパーク構想」が、東三河県庁の主要プロジェクトとなり、そのとりまとめを新城市が中核となって進め、平成29年度までに観光としてのジオツーリズムや防災につながる保全整備計画を策定し、「東三河ジオパーク構想推進協議会」を立ち上げるとともに、早期の「日本ジオパーク」認定をめざしています。

こうした動きにともない、鳳来寺山自然科学博物館では、図録「新城のジオサイト 地質百選」を作成します。

(スポーツ課)

- 3) 作手高原ならではの気候を活用して、温暖な太平洋側では大変に珍しい植物であるミズバショウが観られる「新城ミズバショウ園」を、市制10周年を記念して鬼久保広場に開園します。

#### 【点検・評価】

(文化課)

- 1) 市制10周年を記念しての「豊かなる調べコンサート」は、出演する市民合唱団はもちろんのこと、企画から市民により組織された実行委員会により運営され、公聴された多くの方に深い感銘を与えるとともに、参画された市民の方にも大きな満足感や達成感を得られたとの感想をいただきました。

また、戦国絵巻三部作として行われた「のぼりまつり」「古城まつり」「決戦場まつり」における文化・伝統事業には、一部あいにくの天候となった催しもありましたが、多くの方に御来場いただきました。

- ①市制10周年記念「豊かなる調べ～交響詩「豊川」コンサート」

開催日 平成27年11月29日(日)

開催場所 新城文化会館大ホール

入場者数 1,007人

- ②のぼりまつり「新城歌舞伎による鳥居強右衛門公演」

開催日 平成27年5月2日(土)

開催場所 鳳来中学校体育館

入場者数 200人

- ③古城まつり

開催日 平成27年5月10日(日)

開催場所 亀山城址周辺

来場者数 5,000人

- ④設楽原決戦場まつり

開催日 平成27年7月5日(日)

開催場所 設楽原一帯

来場者数 5,000人

(文化課)

- 2) 東三河ジオパーク構想について、愛知県と東三河8市町村が連携し、連

絡会議、実行組織会議で協議しながら事業の推進を始めたところです。連携の事業としては「東三河にジオパークを！」シンポジウム、「奥三河の大地をめぐる」ジオツアーを開催し、ジオパークの魅力と可能性の普及啓発を行いました。今後東三河のジオパーク構想の理解と普及をひろげるパンフレットの発行を予定しています。

また、博物館の事業として市内および奥三河を案内するジオツアーを開催しました。また、市内のジオポイントを紹介する特別展や、新城市の大地の成り立ちと地質をまとめた「新城市の自然誌 地学編」の発行に合わせて内容の紹介をする特別展を開催しました。さらに新城市の地質の見どころを集めた「新城市のジオサイト 地質百選」を発行し、市内小中学校の全生徒、教員に配布するとともに窓口で販売し、普及啓発に活用しています。

①「東三河にジオパークを！」シンポジウム【東三河連携事業】

開催日 平成27年11月29日（日）  
開催場所 蒲郡市生命の海科学館  
参加者数 48人

②「奥三河の大地をめぐる」ジオツアー【東三河連携事業】

開催日 平成27年12月5日（土）  
開催場所 新城市～東栄町  
参加者数 34人

③「東栄町の地層と化石見学」ジオツアー

開催日 平成27年5月24日（日）  
開催場所 東栄町  
参加者数 27人

④「新城市の中央構造線の露頭見学」ジオツアー

開催日 平成27年6月28日（日）  
開催場所 市内  
参加者数 32人

⑤「作手高原の地形と地質及び湿原観察」ジオツアー

開催日 平成27年8月16日（日）  
開催場所 市内  
参加者数 28人

⑥特別展「新城市の自然誌－後世に残したい地質遺産」

開催日 平成27年4月19日～8月31日（135日間）  
開催場所 博物館  
来場者数 4,364人

⑦特別展「足もとの自然の魅力再発見」

開催日 平成27年11月15日～平成28年2月29日（107日間）  
開催場所 博物館  
来場者数 人

（スポーツ課）

- 3) 鬼久保ふれあい広場の湿原の森において、平成27年6月12日に中高連携外型一貫教育として新城東高等学校作手校舎及び作手中学校の生徒30名により約300本のミズバショウを定植しました。湿原の森全体としては、老朽化した遊歩道の整備やサギソウパーク内に堆積した土砂の浚渫、定植したミズバショウの周辺にシカ等の食害防止として電気牧柵を設置するなどして、平成27年11月工期開始から一体的に整備を進めています。

それらも含め「新城ミズバショウ園」は平成28年3月23日の開園を予定しています。

## 6 アウトドアスポーツと市民スポーツの推進

### 【施策】(スポーツ課)

#### 1) DOS地域再生事業による地域活性化と経済効果の創出

本市の豊かな自然を利用し、アウトドアスポーツのまちづくりを進めることで、アウトドアスポーツの環境整備を行い、流入・交流人口の増加につなげ、地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。

#### 2) スポーツ振興計画の策定

平成26~27年にかけて策定する「新城市スポーツ振興計画」は、スポーツ基本計画第9条の規定に基づく国の「スポーツ基本計画」や愛知県の「いきいき愛知スポーツプラン」を上位計画とし、「新城総合計画」及び「しんしろ健康づくり21計画」などと整合性を保ちつつ、本市におけるスポーツ振興施策を行政・地域・市民が一体となって取り組むための指針となり、7つの基本目標を設定しています。

- ① スポーツを始めるきっかけづくりの展開
- ② 学校体育の将来を見据えた地域スポーツへ関係団体との連携
- ③ 生涯スポーツへの展開と振興組織の整備
- ④ 新城市の特色を生かしたスポーツの展開
- ⑤ スポーツを支える人材の確保と育成
- ⑥ 地域におけるスポーツ施設の整備と利用促進
- ⑦ スポーツに関する情報提供及び広報の充実

#### 3) 市民スポーツの振興とスポーツ活動団体の支援

スポーツを通して市民の健康維持と体力増進、青少年の心身の健全育成、また、地域社会の活性化を図るためスポーツ団体と協力したスポーツ大会やスポーツ教室を開催、さらには、共育の観点から地域及びスポーツ団体と学校部活動との連携を促進し次世代を担う子供たちの育成、これらスポーツ推進の核となるスポーツ活動団体への支援を行う事により継続的な効果が得られます。

#### 4) 社会体育施設の適切な維持管理

新城市B&G海洋センターをはじめ、市内に点在する体育施設の維持管理と豊川河川敷の長期占用許可により市民の体育活動の場を提供します。また、地域に密接する学校体育施設の適切な開放などによる、各地区での体育活動・スポーツ振興を支援します。

#### 5) 総合体育館調査研究事業

市民体育館の取り壊しにより、今後、新城市に必要な体育館施設の形態や機能を精査し、単なるスポーツ施設としての機能だけでなく防災機能をも兼ね備えた施設として市民のスポーツ振興の核となる市民体育館に関する調査研究を行います。

### 【点検・評価】(スポーツ課)

#### 1) DOS地域再生事業による地域活性化と経済効果の創出

新城の自然を活かした各種アウトドアスポーツ競技の支援を行います。

##### ① 2015 ツール・ド・新城 (第11回)

開催日 7月25・26日(土・日)

県営新城総合公園及び周辺道路において開催バイクナビ・グランプリ全12戦の第

5 戦（自転車ロードレース）

ツール・ド・新城実行委員会主催（アジアスポーツコミュニケーションズ株）

参加者： 997人

② 三河高原トレイルランニングレース大会（第9回）

開催日 9月27日（日）作手鬼久保ふれあい広場と周辺山野において開催

愛知県オリエンテーリング協会主催

参加者：971人

③ 新城ラリー2015（第12回目）

開催日 10月31日（金）～11月2日（日）

DOS主催：新城市 競技主催：モンテカルロオートスポーツクラブ

JAF全日本選手権 第9戦 TRDラリーチャレンジ 第7戦

参加台数：全日本70台、TRDラリー75台、台計145台

観戦者数：51,000人（2日間）

④ OSJ 新城トレイルレース 2016（パワースポーツ主催）

開催日 3月19・20日（土日）

会場 県民の森から棚山高原一帯

年間全10戦の第2・3戦

参加定員（32kmの部700人・11kmの部700人・64kmの部100人）

※ 「アウトドアスポーツ」による地域の活性化を目的とし、四季を通じて開催を予定した事業について計画通り開催し予想以上の成果が得られ、その中でも「新城ラリー2015」においては、愛知県やトヨタ自動車㈱の協力もあり昨年に引続き主会場を「県営新城総合公園」で開催、また、新たな試みとして「鬼久保ふれあい広場」をSSコースの一部としてギャラリーステージ設定しました。また、競技前日には市内においてセレモニアルスタートを行い、多くの市民より声援をいただきました。

今回の新城ラリーは、2日間で51,000人の観客を動員することができ、まさに自動車産業県である愛知県の大イベントに成長してまいりました。

2) スポーツ振興計画の策定

平成26～27年の2か年をかけて「しんしろ生涯スポーツ振興プラン」～人の輪を広げ 健やかな心と体を育むまち～を策定しこの3月に発刊予定となっています。このスポーツ振興計画は、平成28年度からおおむね10年間を計画期間とし市民全員がスポーツを通し、人の輪を広げて健康づくりや競技力の向上のみならず、市民の生きがいの創生や自己実現、仲間づくりやコミュニティの活性化をはじめとした生涯スポーツ社会へつなげる施策となっています。

3) 市民スポーツの振興とスポーツ活動団体の支援

① 水泳教室（場所：スポーツボックス新城）

開催日 7月31日（金）～8月2日（日）（3日間）

3部制：各部70人定員 受講者数 180人（延べ450人）

専任講師7人、補助員1人（スポーツボックス新城）

② 少年スポーツ教室（新城市体育協会加盟11団体へ委託）

夏休み期間中、市内各所において開催

受講対象者：小学生、中学生11種目11教室 受講者：309人

（延べ1,544人）

③ プロ選手によるスポーツ教室

市内のバスケットボールを実施している小中学生を対象に、プロバスケットボール選手の指導による教室を3回開催

受講者数：小学生137人 中学生：125人 計262人

- ④ しんしろこどもすぽ一つくらぶ  
開催日 6月～3月 毎月第2土曜日  
場 所 ふれあいパークほうらい多目的グラウンド等  
内 容 ボール遊び・なわ遊び・ペタンク・ウォーキング 入部者64人
- ⑤ 市民体育大会開催事業  
・第10回春季市民体育大会の開催  
総合開会式 4月19日(日) 桜渕いこいの広場グラウンド  
3月15日(日)から5月31日(日)の間、各種目、各会場において開催  
18種目 18競技団体 参加者数2,799人  
・第10回夏季市民体育大会開催  
総合開会式 8月2日(日) 県営新城総合公園  
7月5日(日)から9月 日(日)の間、各種目、各会場において開催  
17種目 17競技団体 参加者数2,451人
- ⑥ 第15回つくしんぼうスポレク祭  
開催日 5月30日(土) 新城総合公園  
昔の遊び・ニュースポーツ・弓道・テニス・野球・ゲートボール・車椅子体験・  
グラウンドゴルフ・体力測定等 参加者数1,128人
- ⑦ 作手地区スポレク大会  
開催日 6月1日(月)～6月30日(火) 鬼久保ふれあい広場他  
6種目 ゴルフ、GB、GG、弓道、バトミントン、ソフトバレーボール、  
参加者数 382人
- ⑧ 第48回市民歩こう会(作手⇒鳳来⇒新城のローテーションで会場変更)  
開催日 10月12日(月・祝) 開通前の第二東名を利用して開催  
7km、11kmの2コースを設定 参加者数 1,206人
- ⑨ 第25回新城市民鳳来地区ゴルフ大会(鳳来地区にゴルフ場がオープンした記念)  
開催日 3月3日(火) 秋葉ゴルフ倶楽部  
実行委員会 委員長 片桐幸信 予定参加者数 200人
- ⑩ 市体育協会補助金交付事業  
補助対象団体 新城市体育協会 登録会員 23団体 2,800人
- ⑪ 新城市スポーツ少年団等補助金交付事業  
補助対象団体 新城ヤングスターズ他7団体 270人  
補助額 団員1人500円・種目割15,000円・県登録加算20,000円
- ⑫ 愛知万博メモリアル 第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会  
開催日 12月5日(土) 新城市陸上競技協会を中心とする支援委員会組織  
愛知万博開催を記念してH18年度から開催  
結果 27位(38市)
- ⑬ 第40回新城マラソン大会の開催 市制10周年記念事業  
開催日 1月17日(日) 県営新城総合公園及び周辺道路において開催  
ゲストランナーに野口みずきさんを迎える。  
参加申込者：3,612人 参加者：3,217人 市民参加率 %( )人

※ 今年度開催行事については、天候にも恵まれ計画通り開催することができました。  
第2東名高速道路の開通前イベントとして市民歩こう会を実施、1200人を超える参加者で大いに盛り上がりました。また、新城マラソン大会は、市制10周年と40回目の開催となる記念大会ということで、ゲストランナーにアテネオリンピック金メダリストの野口みずきさんをお迎えしての開催となり3,200人を超える過去最高の参加者数となりました。「少年スポーツクラブ」や「こどもすぽ一つくらぶ」の開催

では、体育協会加盟団体及びスポーツ推進委員という地域の方々による直接指導で開催、教育委員会の推奨する「共育」を実践、多種多様なスポーツを子供たちが体験し一緒に楽しむことによりスポーツの振興もさることながら、子供たちにしてみれば地域のお年寄りと直接触れ合える機会となりました。

#### 4) 社会体育施設の適切な維持管理

- ① 鬼久保ふれあい広場  
作手 B&G 海洋センター（体育館・プール、艇庫）、イベント広場、テニスコート（夜間照明）、山村広場（夜間照明グラウンド、芝生広場）、リフレッシュセンター（会議室）
- ② 有海緑地公園（都市公園の位置づけ）  
野球場（夜間照明）、多目的広場、テニスコート
- ③ 新城武道場  
柔道場
- ④ 作手武道場  
剣道場、柔道、弓道場
- ⑤ ふれあいパークほうらい  
多目的グラウンド（夜間照明）、屋外ステージ、芝生広場
- ⑥ 桜淵いこいの広場  
テニスコート、運動広場
- ⑦ 竹ノ輪グラウンド（山吉田地区会管理委託）
- ⑧ 夜間照明施設  
新城・千郷・鳳来中部・東陽・鳳来東小、八名中、有海緑地公園、新城高校
- ⑨ 学校体育施設スポーツ開放
- ⑩ 市内 18 小学校、5 中学校の運動場、体育館等  
平成 24 年 4 月 1 日より使用料徴収
- ⑪ 子ども市民プール開設  
新城市立八名小学校のプールを 8 月の一ヶ月間 18 才未満の子どもに開放  
・実開放日数 26 日間 ・延べ利用者 1,936 人
- ⑫ 豊川河川敷占用利用  
八名井河川敷（野球場利用） 豊島河川敷（サッカー場利用）

#### 5) 総合体育館調査研究事業

前年度までは、市民体育館を利用している諸団体への代替施設などについて対応、財政力の乏しい本市にとって市民の求める体育館機能を単独で設置するには非常に厳しい現状があり、防災機能を兼ね備えた体育館の建設を県に引続き要望していくためにも関係機関及び利用団体と協議調整を行う必要があります。

本市の人口規模や目的に合わせた施設の計画を作成するための予備調査や、情報収集が必要です。

- ※ 学校施設開放を受益者負担とした利用料の徴収については、初年度の様な混乱も無く利用者に定着して来たと思われまます。
- ※ 新城市 B & G 海洋センターは、昨年度に引き続き B & G 財団から「特 A」の評価を頂きました。
- ※ 有海緑地公園内の野球場に隣接して、第 2 東名高速道路が開通。高速道路内への飛球による事故防止の為にフェンスの張替と注意喚起の横断幕を設置。
- ※ 市民体育館の取り壊しに伴う代替施設として、穂の香学園の支障の無い範囲で利用が可能となりました。

## 6 学識経験者の意見

地教行法第26条第2項に規定に基づき、点検・評価を行うに当たり、学識経験者から意見を聴取しました。

### 【中島 剛氏】

#### 1 新しい教育委員会制度の発足

「新城教育憲章」が、多くの市民の声を聴き、新城市の教育の特質である「共育」と「新城の三宝」を柱に制定されたことを高く評価する。教育の普遍性・多様性の中で、新城市の将来を担う人材をいかに育てるかは、市民の責務であり、この「新城教育憲章」を一つの目標に、新城市の歴史、風土から育まれた新城市の教育を大切に、新城市の教育活動を充実・発展させていただきたい。

#### 2 子供の幸福をめざす学校教育

地域の自然や歴史・文化は、人の営みに欠かせないものであり、その中で人は成長する。各学校が、地域の自然や人、歴史を教材に、特色ある学校づくりを展開していることは、子供の成長はもとより、地域の文化・歴史を次の世代に継承するためにも大変重要で、今後も引き続き、各学校で特色ある事業を行っていただきたい。

学校教育において、直接子どもと向き合っている教職員の力量の向上は必要不可欠で、多くの研修会が実施され、また、教育環境が整備されていることは高く評価したい。今後も教職員の健康に留意しつつ、研究・研修を進めていただきたい。

特別な支援を必要とする子供に対し、特別支援学級が設けられ、きめ細かな対応がなされていることは高く評価する。様々な支援が実施されているが、今後も、子供と触れ合う学級担任の資質の向上と負担の軽減を図り、子供たちが安心して登校し、学校生活を送れるようにしていただきたい。また、研修やスクールカウンセラーやハートフルスタッフの派遣など外面的な支援を引き続きお願いしたい。

いじめの認知数が、平成27年度は小学校において大幅な減少を見た。この要因については、すでに分析済みであると思うが、引き続き、子供の小さなサインを見逃さないよう、いじめの未然防止、早期対応に努め、すべての子供たちにとって安全で安心な学校を目指していただきたい。

子どもの不登校の要因は様々であり、一人ひとりに向き合った対応が必要とされる。いじめ不登校専門相談員がきめ細かに対応し、不登校の児童生徒に対応していることは高く評価する。今後も、不登校児童生徒に迅速に対応できるように、学校生活で接する教職員の力量の向上を図り、相談員との連携を強化していただきたい。

#### 3 共育の実現を目指す学校教育の整備

学校再配置については、地域の歴史、風土が持つ学校の存在価値があり、また、一方で学校がその機能を十分に発揮できる規模の問題があり、大変難しい問題であると思われる。それぞれの地区で十分な議論が尽くされ、地域の歴史文化や地域の人々の思いが込められた新しい学校へと繋がることを期待する。

#### 4 市民が担う「共育」の支援

子供は、子供が過ごす学校・家庭・地域の中で成長することから、それぞれの役割分担と連携が欠かせない。PTA連絡協議会はこれらを結ぶ要であり、また、子ども会活動は学校外の子供の居場所として大変重要である。その他、関係する形や時間の長短は違うが、多くの社会教育団体や地域の公民館活動などが、子供たちの成長に大きくかかわっている。これら子供を取り巻く環境をあらためて見直し、また連携を強化することが「共育」の充実発展に欠

かせない。今年度も、学校と地域の人々を結ぶ「共育の日」に、保護者以外の方の参加者が増えていることは、「共育の日」がこれらの連携により支えられているものと思われることから、引き続き、それぞれの活動に対し支援をお願いしたい。今後も、「共育」の進化を期待し、その中で子供たちの健やかな成長を期待する。

図書館に対する市民の多様な要望に応え、「図書館まつり」など多様な行事を開催するなど多くの事業を計画的に実施していることは評価する。今後も、図書館サービスアンケートなどの結果を踏まえて、図書館運営に関する市民の希望に応じていくことを期待する。

## 5 市制10周年に向けた「新城の三宝」の発信

市制10周年を記念して行われた「豊かな調べコンサート」が多くの市民により企画され、実施されたことは、参加した市民はもとより、広聴した市民に深い感銘を与え、音楽の持つ力をあらためて示したもので、高く評価する。このコンサートを市民の文化意識向上のための試金石とし、今後も色々な企画を計画・実施して、新城市の芸術活動の発展に努力していただきたい。

戦国絵巻三部作のまつりは、それぞれの特色をもって、地域の伝統行事として受け継がれていることを評価するとともに、より多くの市民に参加していただき、次の世代に発展、継承されていくことを期待する。また、文化財保護事業は地道な活動であるが、それぞれの文化財に歴史があり、新城市の宝として引き続き維持管理に支援をしていただきたい。

東三河ジオパーク構想については、その準備段階としてのシンポジウムや冊子の発行などの活動が活発で、新城市の自然を大切にする姿がそれぞれに表れており、東三河ジオパーク構想の準備そのものが大きな成果として評価できる。今後も、普及啓発に努め、自然を大切に、自然とともに生きる新城の姿を内外に示していただきたい。

鬼久保ふれあい広場の湿原の森において、新城東高等学校作手校舎と作手中学校の生徒がミズバショウの定植活動をしたことは、若い世代に自然の大切さを引き継ぐ行事として大変重要で、今後も継続していただきたい。

自然や地域のまつり、文化財は、それぞれの形や意味合いは異なるが、市民の営みにとって大切な財産であることから、これらの維持管理に係る多くの事業を高く評価し、今後とも財政的な支援をお願いしたい。

## 6 アウトドアスポーツと市民スポーツの推進

「2015 ツール・ド・新城」、「新城ラリー」など新城の自然を活用したアウトドアスポーツは、それぞれの特質を生かし、年々多くの参加者を得て充実、発展してきている。それぞれの競技を高く評価するとともに、準備に関わった多くの人々に感謝し、引き続き大会が発展していくために市をあげての協力をお願いしたい。

市民のスポーツは、スポーツ活動団体等の協力のもと、それぞれの大会が多くの市民の参加で計画通り行われたことを高く評価する。生涯スポーツの観点からも、身近にこれらの大会があることは市民のスポーツに対する関心と意欲を向上させるものであり、引き続き大会へ援助をしていただきたい。

---

### 【菅沼昌人氏】

#### 1. 新城教育憲章の創設

6つの具体的項目を基軸とし、教育の中立性、継続性、安定性を謳った新城教育憲章の創設は画期的なものである。

今後この新城教育憲章の精神に沿い、着実に教育実践を積み上げるならば近い将来新城独自の人間味あふれる子供たちが大きく成長するだろうと期待できる。

この憲章の具現化のために市内、校内、家庭内を始め、市全域に広く看板を掲げるとか、様々な工夫をし、この憲章が市民一人一人のものになることを期待する。教育の本道を意気高く進もうとする気概を高く評価する。

## 2. 三つの教育方針

一つは「合併の志を胸に半歩の前進」、二つは「新城の三宝を豊かにし、人材の湧出を図る」、三つは「改革の実効を図る」を胸に、教師自ら資質、力量を向上させ、さらに保護者、地域の人々の理解と協力を得る。この三つの教育が進められていることは、素晴らしいことである。

更に、「新城の三宝」と「共育」をドッキングさせた教育は年を増すごとに定着を見せ、「共育の日」では新城の約2割に相当する人々が参加するものになっている。

今後は「共育の日」だけでなく、日々の実践をさらに充実させ、「三つの教育方針」が地域の元気の源になるよう一層の努力を期待したい。

一方、「一人一人の子供に光を当てる」きめ細かな教育の充実を図ることは地道で根気を要する仕事であるが、発達障害、いじめ、不登校については具体的手立ても用意し、実践的なものにしていく取り組みは大いに評価する。

## 3. 共育の実現を目指す学校環境の整備

少子高齢化が急激に進み、過疎地域が増え続ける新城市では学校統合が喫緊の課題になっている。統合の成否が地域の発展につながるこの問題の解決のために、早々に新城市独自の「再配置方針」を示す必要がある。「地域の総意」として統合の意思が固まれば、「新しい学校の創設」に向かうこの姿勢は的を射たものであり、既に建設された学校、進行中の地域では、「おらが学校」の意識が芽生えている。

これから幾つかの統合が検討されていくと思うが、この方針を堅持し自信を持って前に進めていただくことを期待する。

## 4. 教職員としての力量を高める研修事業

さまざまな教育課題に対応できるように県や国とタイアップしてのキャリア教育、英語指導力、「あいち、出会いの体験道場」理科支援員配置などの事業が展開された。また、しんしろ教師塾でのスキルアップ研修、更には特別支援、不登校児童生徒指導、論文の書き方等々、幅広い研修が展開された。

中でも若手教員の授業力向上を目指して、明日の授業で使える内容の実践的講座は多くの教員が参加し好評を博した。このように地道な事業と実践的事業を有機的に結び付ける研究が展開されていることは評価できる。

## 5. 三宝を活用したスポーツ振興

### 【スポーツ課】

市制10周年にちなみ、より多くの市民が参加できるように工夫を凝らし準備を進めた結果、「市民歩こう会」には例年の3倍以上、マラソン大会には過去最高の観客が訪れた。また、新城ラリーはこれまた51,000人の観客数を記録した。多くの市民のもと、子供からお年寄り、観客をも巻き込んでの取り組みは素晴らしいものであり大いに評価する。

更に、恵まれた自然条件を利用したアウトドアスポーツ大会も市内各所で実施され、多くの愛好者が訪れた。

今後も、これらのイベントをさらに充実させ、継続することによって、地域振興、地域の活性化を図ろうとする意気込みは高く評価する。

### 【文化課】

市制10周年を記念して行われたコンサートは市民による実行委員会の運営により、1000名を超す来場者に深い感動を与えた。また、「新城歌舞伎」「新城薪能」などの伝統文化、「若

者の祭典 in 新城」、子供向けの人形劇「音楽の絵本ジャイブ」なども開催された。これらの本物の芸術、文化に直接触れることは、市民文化醸成にはきわめて大切なことである。長篠城址史跡保存館、設楽原歴史資料館での特別展、企画展の開催は、新城市的の歴史文化の発信に大きな役割を果たしている。

また、新城戦国絵巻三部作の3大祭りは駐車場確保が困難なほど多くの来場者があり、各会場とも賑わいをみせた。これらの取り組みと同時に、文化財保護、継承活動も予定通り進められている。これらの諸活動は新城市的の文化水準を高め未来への希望をつなぐものである。

地道な活動ではあるが、夢と希望と誇りを持って引き続き、未来への推進を強く要望する。

## 6. 最後に

創設された「新城教育憲章」に沿い、「新城の三宝」を生かした「共育」は、より広がりとして深化が進み、定着してきている。

更に「市制10周年」を記念した諸行事は、関係者の並々ならぬ努力の結果、主体的参加者が増え、すべて成功裏に終えることができた。その結果、市民に自信とやる気が起こり、心なしか笑顔が広がっているように思う。

「新城の三宝」と「共育」を基軸に据えた教育は地域に根ざした独自のものであり、教育の本道を行くものである。

今後も、一人一人の教師が、一人一人の子供を大切にしたい新城市的の教育が、粘り強く旺盛に展開されることを願ってやまない。

### 【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。